

# 延暦十五年「越前国坂井郡符」 にみえる「坂井郡印」について

*Sakai County Seal Used in the Document of Sakai County  
in Echizen Province Dated the 15th Year of Enryaku*

三上喜孝

はじめに

- ①「越前国坂井郡符」の行方
- ②「坂井郡印」の復元と意義
- ③延暦年間の文書にみえる郡印

おわりに

## 【論文要旨】

本稿は、延暦15年(796)の越前国坂井郡符に捺された「坂井郡印」の印影を検出し、新たな郡印資料を提示すると同時に、古代の「坂井郡印」の変遷を追うことで、古代郡印の編年作業を試みるものである。坂井郡印が捺された文書については、天平宝字2年(758)、宝亀11年(780)、延暦15年(796)の3時期のものがこれまで知られているが、今回そのすべての印影を確認することができた。それによると、前二者の文書の印影はいずれも楷書体であり、延暦15年の坂井郡符に至ってはじめて篆書体の印影があらわれることがわかる。このことから、坂井郡印が、宝亀11年から延暦15年の16年の間に、楷書体の郡印から篆書体の郡印への改鋳が行われたことが明らかになった。郡印の改鋳時期については従来ほとんど検討されてこなかったが、今回はじめてその具体的な時期がしぼり込めたことになる。

本稿では、あわせて延暦年間(8世紀末～9世紀初頭)の郡印の印影を二つ紹介する(近江国愛智郡印、大和国山辺郡印)。これらはいずれも篆書体であり、さきの坂井郡印での検討をもふまえると、延暦年間にはすでに篆書体の郡印が全国的にあらわれていたことが想定できる。以上の検討は、郡印の編年を考える上で一つの指標となるであろう。

## はじめに

平安遺文第13号文書として収載されている延暦15年(796)「越前国坂井郡符」は、現存する紙の文書としては唯一の郡符として有名であり、筆者もその内容についてかつて検討したことがある<sup>(1)</sup>。平安遺文によれば、この文書には「坂井郡印」が26箇所捺されていたとあるが、現在では原文書を見ることができないため、この「坂井郡印」がどのようなものであるのかをこれまで確認することができなかった。ところがこの原文書の形態に関しては、わずかながらの手掛かりが存在し、それにもとづけば、「坂井郡印」の形態を復元することが十分可能であることに気づいた。以下に述べることは、この坂井郡符に捺された「坂井郡印」の印影復元の作業過程の略述であり、合わせて郡印全体における「坂井郡印」の位置づけを試みたものである。これまで知られていなかった「坂井郡印」の新出資料を紹介するとともに、印影復元の一方法論を提示することで、古代印研究の一助になればと考える。

### ①……………「越前国坂井郡符」の行方

「坂井郡印」の復元について述べる前に、まず「坂井郡符」の伝来について簡単に触れておきたい。平安遺文によれば、坂井郡符は石崎直矢氏所蔵文書ということになっている。石崎直矢氏は、明治23年に石崎文庫を創設した漢方医・石崎勝蔵氏の孫にあたり、石崎文庫を引き継いだ人物である。だが昭和23年、同文庫は閉鎖され、典籍類は大阪府立図書館に譲渡された<sup>(2)</sup>。文書類については不明だが、あるいはこれとほぼ同時期に石崎氏の手元を離れたのかもしれない。この文書類は現在は所在不明で、原文書を見ることはできない。わずかに、東京大学史料編纂所に架蔵されている石崎直矢氏所蔵文書の謄写本が原文書に近い情報を伝えている唯一のものである。これによれば、一連の古文書は屏風に貼られて保管されていたことが確認できるが、なにぶん謄写本であるため、文書の形態までを厳密に写したものとはいえず、郡印の印影についての情報は得ることができない。

ところが、この石崎文書については、東京大学史料編纂所がかつて写真撮影をおこなったらしく、その一例として確認できるものに、小口雅史氏が紹介した、平安遺文第9号の写真がある<sup>(3)</sup>。

坂井郡符についてもこの時の調査の際に撮影された写真が存在したと思われるが、現在その写真の所在を確認することはできなかった。そのかわり、この写真のコピーが存在することがわかった<sup>(4)</sup>。ただしこの写真はきわめて不鮮明であり、文字の判読がかなり困難な状態になっている。

しかしこの写真を注意深く見ると、印影らしきものがいくつも確認でき、それら一つ一つを丹念に拾っていけば、坂井郡印の印影の全体像が復元できそうであることに気づいた。冒頭に述べた「わずかな手掛かり」とは、まさにこのことであり、ここから、郡印の復元作業が始まったのである。

## ② ……「坂井郡印」の復元と意義

まずこの坂井郡符全体の復元からはじめなければならない。写真のコピーには、「28.3×66.5」という書き込みがある。これは坂井郡符の法量を示していると考えられ、これをもとに坂井郡符全体の大きさを復元することができる。

次に、印影の位置を確認する。印影の枠を丹念に追っていくと、模式図のように郡印が捺されていたことが確認できた(図1)。

さらに印影そのものに着目してみる。写真がきわめて不鮮明なのでわかりにくいですが、26顆の印影の中には、部分的にはあるが字形の確認できるものもいくつか見られる(図2)。一つ一つを取り上げてみれば不完全な形でしか残っていないが、26顆の印影をトータルしてみると、かなりの程度まで印影が検出できそうである。そこでこれら26顆の印影を合成してトレースすることにする。ちなみにこの方法は、『日本古代印集成』の中の、「正倉院文書印影(合成)図版」の項ですで行われている方法である<sup>(5)</sup>。このような方法で作業を進めていくと、図3にあげたような印影が復元できる。

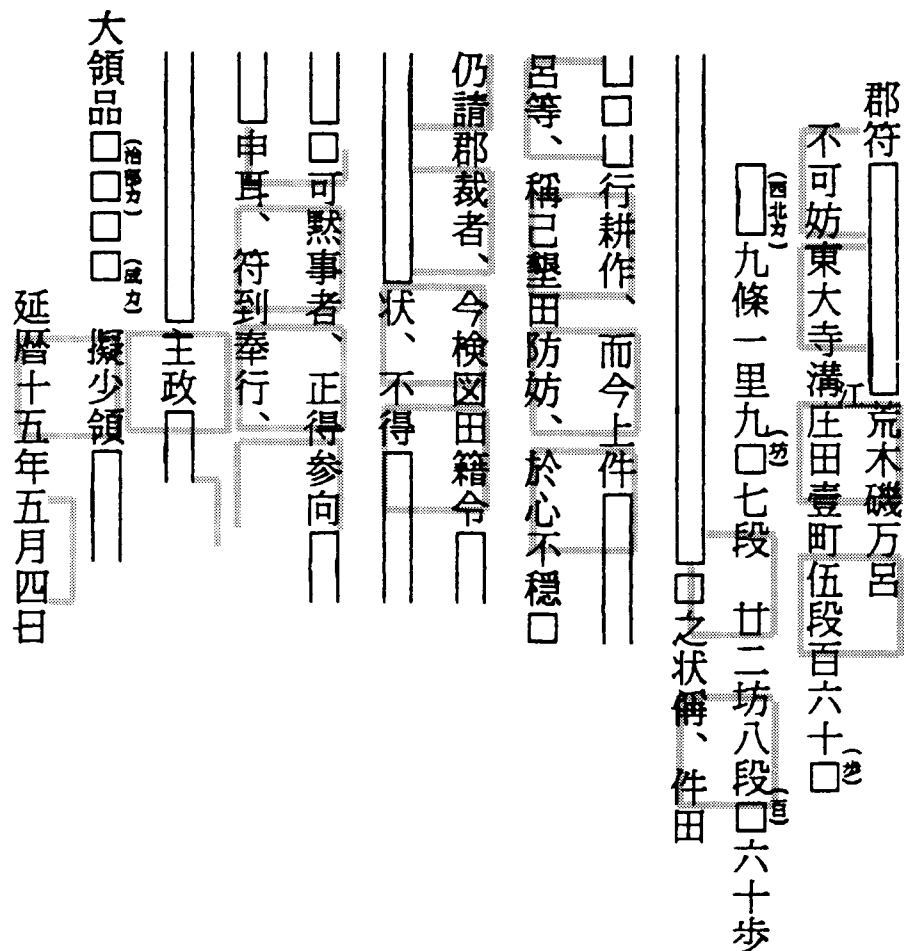


図1 坂井郡符における坂井郡印の押捺印置(網の部分)



図2 坂井郡印の現存印影



図3 復元された坂井郡印

こうして坂井郡符に捺された郡印が復元できたわけであるが、今度は印影の文字に着目してみよう。「坂」「井」「郡」「印」はいずれも篆書体であることが確認できる。ここで興味深いのは、現在よく知られている、天平宝字2年(758)の二通の文書(「越前国坂井郡司解」大日古4-257,「越前国田使等解」大日古4-341)に捺された「坂井郡印」の印影とは、明らかに書体が異なっているということである(後掲の図5参照)。

さらに、現存する郡印の印影と比較してみよう。これまで確認されている郡印の印影を比較検討してみると、篆書体が使われている郡印はそのほとんどが平安時代以降のものばかりであり、今回確認された坂井郡印もこうした平安朝の郡印ときわめて類似した字形を持っている。

まず「印」の字については、平安朝の郡印の「印」の字と同様の篆書体であることが明らかであろう。次に「郡」についてみると、きわめて残りが悪く、その字形を完全に復元することは困難であったが、残画から、平安期の他の郡印と同様の篆書体であったことは間違いない。「坂井」の「坂」の字も、楷書体ではなく、篆書体である(図4)。

印影の大きさについてみると、4.7センチメートル四方であると推定され、平安期以降の郡印の大きさとほぼ一致している。

これらを考え合わせると、この「坂井郡印」は、平安期以降に多く見られる篆書体の郡印の系譜に位置づけることができる。

ところで、同一郡の郡印の改鑄の時期が確認できるこれまでの例としては、山城国の宇治郡印と、越前国足羽郡印がある(図4)。宇治郡印の印影には、天平20年(748)の「山城国宇治郡加美郷家地売買券」(大日古3-112)に捺された篆書体のAタイプと、天平宝字5年(761)の「矢田部造麻呂家地売券」(大日古15-127)に捺された楷書体のBタイプと、承和14年(847)の「山城国宇治郡司解」(平1-86)に捺された篆書体のCタイプがある。また、越前国足羽郡印の印影も、天平神護2年(766)の「越前国足羽郡司解」(大日古5-543)に捺された楷書体のAタイプと、天曆5年(951)の「越前国足羽郡庁牒」(平1-263)に捺されたBタイプがある。これらに共通しているのは、8世紀後半の一時期に楷書体の郡印が作られ、その後、篆書体の郡印に改鑄されたこと



図5 郡印の字形の変遷 (印影は木内武男『日本の官印』による)

いう点である。おそらく郡印のこうした改鑄は、全国レベルで行われたのであろう。

今回新たに確認された「坂井郡印」もまた、こうした郡印一般の改鑄の動きと対応して作られたものと考えられる。しかも、篆書体を持つこの郡印は、延暦15年段階ですでに使用されていたことが確認できるので、現存する篆書体の印影の中でも比較的初期の段階のものと位置づけることができる。

では、坂井郡印が改鑄されたのはいつであろうか。改鑄時期をしぼり込むうえで鍵をにぎる史料が、宝亀11年(780)4月3日の「越前国坂井郡司解」(大日古6-603)であろう。大日本古文書には「林康員氏蔵」とあり、「坂井郡印十三顆を捺す」とある。坂井郡印が捺された文書は、現在確認できるものとしては、天平宝字2年の二通の文書と延暦15年の坂井郡符を含めた計4点のみであるから、宝亀11年のこの文書に捺された印が楷書体なのか篆書体なのかがはっきりすれば、郡印の改鑄時期がさらに絞られることになる。

この文書の原本自体は現所在が不明であるため、これまでどのような印影であったのかはあまり知られていなかったが、東京大学史料編纂所架蔵の影写本(架蔵番号3071, 62-209)が印影の一部を模写しており、それにより印影を観察することが可能である。これによると、この文書に捺された坂井郡印は、天平宝字2年(758)の文書に捺された「坂井郡印」の書体と全く同じ楷書体であり、法量も5.2センチ四方で一致している。つまり影写本の印影を信頼するならば、少なくとも宝亀11年段階までは楷書体の坂井郡印が使われていたことが確認できるのである。

以上をふまえると、坂井郡印は宝亀11年(780)から延暦15年(796)の間に改鑄されたことが推定できる。

ところで、全国的に楷書体の郡印が作られる八世紀後半以降において、篆書体の印影を持つ郡印が最も早く現れるのは、宝亀5年(774)の文書に捺された備前国津高郡の「津高郡印」である(図6)が、ただ「津高郡印」の場合は、比較すべき他の時期の「津高郡印」の印影が確認できないので、厳密に言うところから郡印の改鑄の時期や過程を推定することはできない。その点、「坂井郡印」の場合は、印影の異なる「坂井郡印」が確認され、しかも改鑄時期を宝亀11年以降、延暦15年までの間にしぼり込めたという点で、従来にない極めて高い意義を有するものといえるであろう。

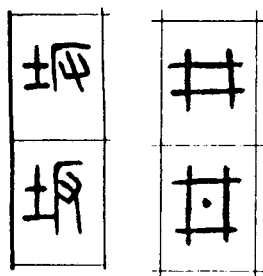


図4 「坂」「井」の篆書体  
(小林石寿編『五体篆書字典』(木耳社)による)



図6 津高郡印 宝亀5年(774)  
(木内武男『日本の官印』による)

## ⑧ ……延暦年間の文書にみえる郡印

さらに、今回復元した「坂井郡印」の印影の妥当性を確認するために、これと同時期の文書に捺された他の郡印についても検討してみることにしよう。坂井郡符と同じ延暦年間の文書に捺されている郡印として現在確認されているものに、次の2点がある。

- (1) 延暦15年(796)11月2日「近江国八木郷墾田売券」にみえる「愛智郡印」。
- (2) 延暦19年(800)8月15日「大和国山辺郷墾田売券」にみえる「山邊郡印」。

(1)は、現在国立歴史民俗博物館が所蔵している文書で、「愛智郡印」の印影が29顆確認できる。これまで「愛智郡印」の印影としては、木内武男氏の『日本の官印』に収められたものがよく知られているが、この印影には「貞観3年」(861)と注記されており、厳密に言えばこれは貞観3年の文書に捺された印影を示しているということにすぎない。延暦15年の文書に捺された「愛智郡印」については、これとは別に、あらためて検出する必要があるであろう。

そこで、坂井郡印を復元したのと同様の方法により、延暦15年の文書の写真から印影を合成トレースしてみる。その結果復元できた印影が図7である。これを見ると明らかに篆書体の郡印であることが確認でき、しかも木内氏が紹介している「貞観3年」とほぼ同様の字形、法量(4.5センチ四方)であることがわかる。国立歴史民俗博物館には、もう一点、承和7年(840)2月19日の近江国大和郷墾田券も所蔵されているが、写真を子細に観察すると、ここに捺されている「愛智郡印」もまた同じ印影、法量を持つものとみてよいことがわかる。「愛智郡印」については、延暦15年から少なくとも貞観3年までは同一の郡印が使われていたことが確認できるのである。<sup>(7)</sup>

(2)は、現在平安博物館が所蔵しており、西井芳子氏が『古代文化』21-6(1969)で紹介している文書である。平安遺文未収のもので、「山邊郡印」12顆が確認されている。文書の写真も合わせて掲載されているので、印影を確認することができる。<sup>(8)</sup>

印の法量については明記されていないので未詳というほかないが、文書の法量(17.1×30.7センチ)をもとに、写真を文書の原寸大に復元し、印影を合成トレースすれば、図8ようになる。印の法量は約4.0センチ四方で、他の郡印に比べやや小さいが、書体は明確な篆書体である。

以上の二つの郡印の書体はいずれも篆書体であり、今回復元した「坂井郡印」の書体と酷似している。しかも「坂井郡印」と同時期に存在した印であることを考えると、このことの意味するところは大きい。「坂井郡印」が決して孤立したものではないことを示していよう。

今回新たに提示した郡印の印影は、これまで明らかにされてこなかったものばかりであり、平安初期の郡印の特徴を知る上できわめて重要な資料である。郡印の印影については、従来紹介されてきたものだけでは不十分となりつつあり、今回行ったような方法で文書から印影を検出する作業が引き続き行われるべきであろう。今後、平安期の売券などに捺された郡印の印影を検出することにより、郡印の分類・編年をさらに詳細に検討していく必要があることを強調しておきたい。

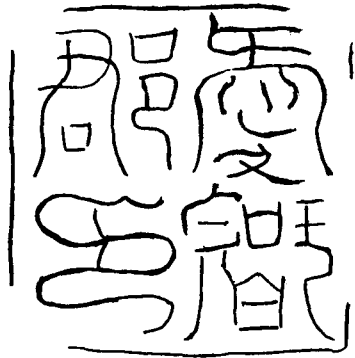


図7 愛智郡印 延暦15年(796)  
(歴博蔵。写真よりトレース)



図8 山辺郡印 延暦19年(800)(推定原寸)  
(西井芳子「延暦十九年付の壘田立卷文」  
『古代文化』21-6 1969年)所収の写  
真よりトレース)

## おわりに

以上、簡単ではあるが、延暦15年の越前国坂井郡符にみえる「坂井郡印」の復元を試み、合わせて同時期の文書に捺された他の郡印についても言及した。以上の検討により、この郡符に捺された「坂井郡印」が平安初期の郡印に特徴的な大きさや形態を持つ印であり、坂井郡印が少なくとも宝亀11年以降、延暦15年までの間に改鑄されていた可能性が高いことが判明したと思う。

だが厳密に言えば、すべての郡印の改鑄時期がこの間にしぼり込まれるとは限らないようにも思える。すでに見たように、津高郡印の場合は宝亀5年の時点ですでに篆書体の印を用いており、坂井郡印よりも若干早い時期に改鑄されたと考えられるからである。つまり、8世紀末ごろに郡印が全国レベルで楷書体から篆書体の印に改鑄されたと想定した場合、その改鑄時期は必ずしも全国一斉というわけではなく、微妙な時期差があるとも考えられるのである。そもそも郡印の改鑄と、それによる書体の変更は、どのような契機で、またどのような規模で行われるのであろうか。また、郡印の改鑄に関しては、律令国家の方針がどの程度の影響を与え、逆に各郡はどの程度の主体性を発揮するのであろうか。さらに、平安初期に改鑄されたと考えられる篆書体の郡印は、その後いつごろまで使用されたのであろうか。今後は今回の調査結果を手がかりに、このような問題についてもさらに検討していきたい。



---

註

(1)——三上喜孝「郡司符」木簡のなかの「申賜」—新潟県八幡林遺跡出土第一号木簡私訳『史学論叢』12, 1993年。

(2)——大阪府立図書館『大阪府立図書館蔵 石崎文庫目録』1968年, 後記参照。

(3)——小口雅史「延暦期「山野」占有の一事例～「播磨国坂越・神戸両郷解」続補遺～」『史学論叢』10, 1982年。

(4)——小口雅史氏の御教示による。

(5)——この頃の「凡例」には、印影合成の方法について、「正倉院文書の個々の印影は、同印であっても、それぞれに明瞭・不明瞭な部位が異なるので、トレースに際して、同印が複数押されている場合、またそれが複数の文書にわたる場合は、明瞭な部位の合成によって、印影の欠損部位・不明瞭部位を補完・復元した」と説明がある。

(6)——「日本古代印文集成一覧表」(国立歴史民俗博

物館『日本古代印集成』所収)による。ちなみにこの一覧表では、天平宝字2年の二通の文書の坂井郡印についてのみ、印影の確認が行われており、宝亀11年、延暦15年の坂井郡印については印影の言及がない。

(7)——興味深いことに、歴博所蔵の延暦・承和の二つの売券に捺された印影を観察すると、前者は、印影の線がシャープであるのに対し、後者は、印影の線が一様に太いことがわかる。これは、郡印に文書に捺していくという作業を長期間行った結果、印面が磨耗していったことを示しているとも考えられ、同一印の存続期間を知る上でも示唆を与えるものであろう。

(8)——西井芳子「延暦十九年付の壱田立券文」『古代文化』21-1, 1969年。

〔付記〕本稿は、平成10年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

(日本学術振興会特別研究員, 国立歴史民俗博物館研究部プロジェクト研究調査協力者)

## ***Sakai* County Seal Used in the Document of *Sakai* County in *Echizen* Province Dated the 15th Year of *Enryaku***

MIKAMI, Yoshitaka

This paper has been prepared with the objective of identifying the *Sakai* (坂井) County Seal mark of the Document of *Sakai* County in the *Echizen* Province dated the 15th year of *Enryaku* (A.D. 796) to present new materials associated with the county seals and follow at the same time the change of the *Sakai* County Seals in the olden time, thus developing the work to clarify a chronological change of the Seals. Concerning the documents wherein the *Sakai* County Seals was marked, all that are known to date are the documents created in the three stages of the 2nd year of *Tenpyohōji* (A.D. 758) the 11th year of *Hōki* (A.D. 780) and the 15th year of *Enryaku*. However, all the seal marks have been identified this time.

According to the achievement, the seal marks put in both the former two documents have the *Kaisyō* style (楷書 printed style), indicating that seal marks having a *Tensyō* style (篆書 seal character style) began to be used only after the Document of *Sakai* County dated the 15th year of *Enryaku* was created. This has made it clear that the *Sakai* County Seal was recast to have a *Tensyō* style instead of a *Kaisyō* style during the 16 years from the 11th year of *Hōki* (A.D. 780) to the 15th year of *Enryaku*. The recasting time of county seals have been scarcely studied conventionally, but our recent study has succeeded, for the first time, in identifying the real recasting time. Also introduced in this paper are the seal marks of the county seals of the era of *Enryaku* (the end of the 8th century to the beginning of the 9th century), which are the seal marks of *Echi* (愛智) County in *Ōmi* Province and *Yamabe* (山辺) County in *Yamato* Province. Both of these seal marks have the *Tensyō* style, and therefore, based on the study on the said *Sakai* County Seal, it is assumed that county seals of the *Tensyō* style were already used nationwide in the era of *Enryaku*. The study outlined here will provide a clue in establishing a chronicle of the county seals.